

第五種共同漁業権に係る増殖目標の考え方（内規）の一部変更（案）

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>1 趣旨</p> <p>岩手県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、毎年、第五種共同漁業権に係る増殖目標（以下単に「増殖目標」という。）を定め、これを岩手県報で公示し、もって岩手県知事から第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下単に「漁業協同組合」という。）による増殖（法第127条に規定する増殖をいう。以下同じ。）を促進する。</p> | <p>1 趣旨</p> <p>岩手県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第120条第1項の規定に基づき、毎年、第五種共同漁業権に係る増殖目標（以下単に「増殖目標」という。）を定め、これを岩手県報で公示し、もって岩手県知事から第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下単に「漁業協同組合」という。）による増殖（法第168条に規定する増殖をいう。以下同じ。）を促進する。</p> |
| <p>2 増殖の意義等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁業協同組合には、魚族資源の積極的な増殖と適切な漁場管理が義務付けられており、当該漁業協同組合が増殖を怠っている場合は、知事は、法第128条第1項の規定に基づき、増殖計画を定め、当該漁業協同組合に対し当該計画に従って増殖すべきことを命ずることができ、当該漁業協同組合がこれに従わないときは、同条第2項の規定により、漁業権を取り消すことになっている。</p> <p>なお、漁業協同組合が法第129条第1項の規定に基づき定める遊漁規則に規定する遊漁料の額については、増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることが必要とされている（法第129条第5項第2号）。</p> <p>(3) [略]</p> | <p>2 増殖の意義等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁業協同組合には、魚族資源の積極的な増殖と適切な漁場管理が義務付けられており、当該漁業協同組合が増殖を怠っている場合は、知事は、法第169条第1項の規定に基づき、増殖計画を定め、当該漁業協同組合に対し当該計画に従って増殖すべきことを命ずることができ、当該漁業協同組合がこれに従わないときは、同条第2項の規定により、漁業権を取り消すことになっている。</p> <p>なお、漁業協同組合が法第170条第1項の規定に基づき定める遊漁規則に規定する遊漁料の額については、増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることが必要とされている（法第170条第5項第2号）。</p> <p>(3) [略]</p> |
| <p>理由 漁業法の改正に伴い、内規の一部に条ずれが生じたことから変更しようとするもの。</p> | |